

1 都市計画について

(1) 都市計画の目的（都市計画法第1条）

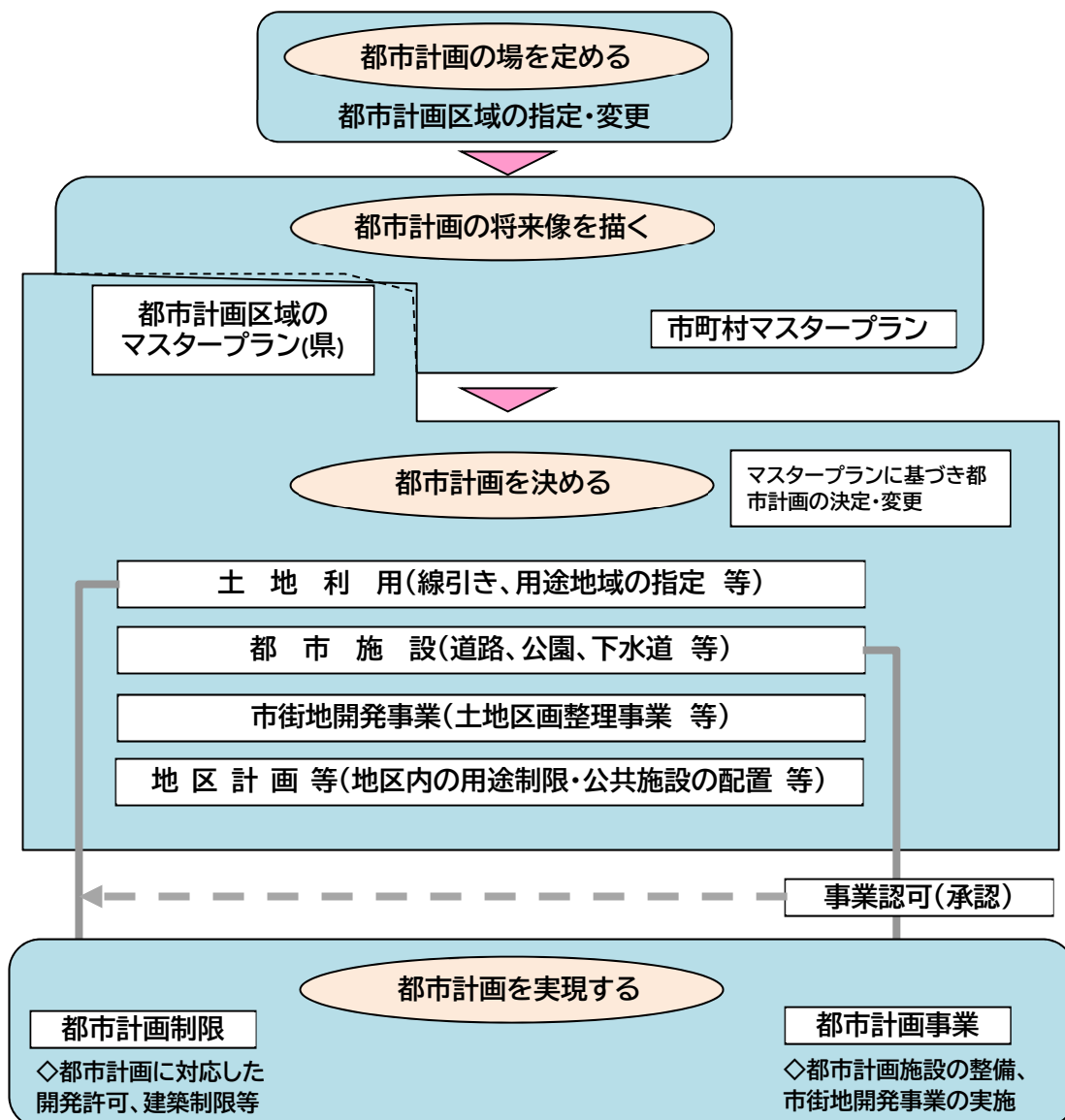
都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 都市計画の役割

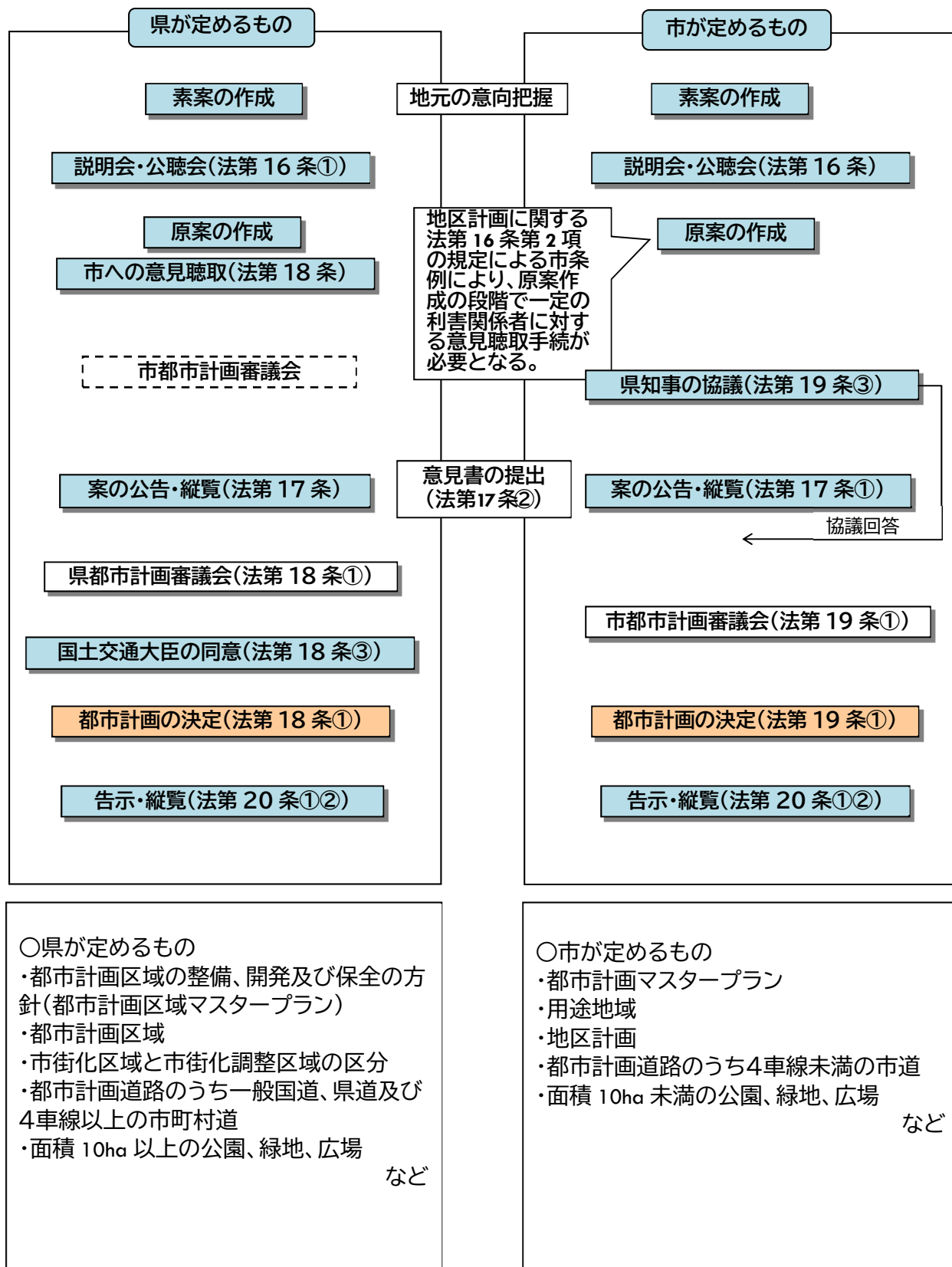
都市計画とは都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある市街地の形成を図るため、土地利用についての規制・誘導、道路・公園などの都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画など、都市計画法の規定に基づき定められたものをいいます。

本市においては、高速交通時代をむかえた中で、北信州の中心都市としての発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な生活と機能的な都市活動を確保し、活力あるまちづくりに貢献するものです。

(3) 都市計画制度のイメージ



(4) 都市計画の決定手続き

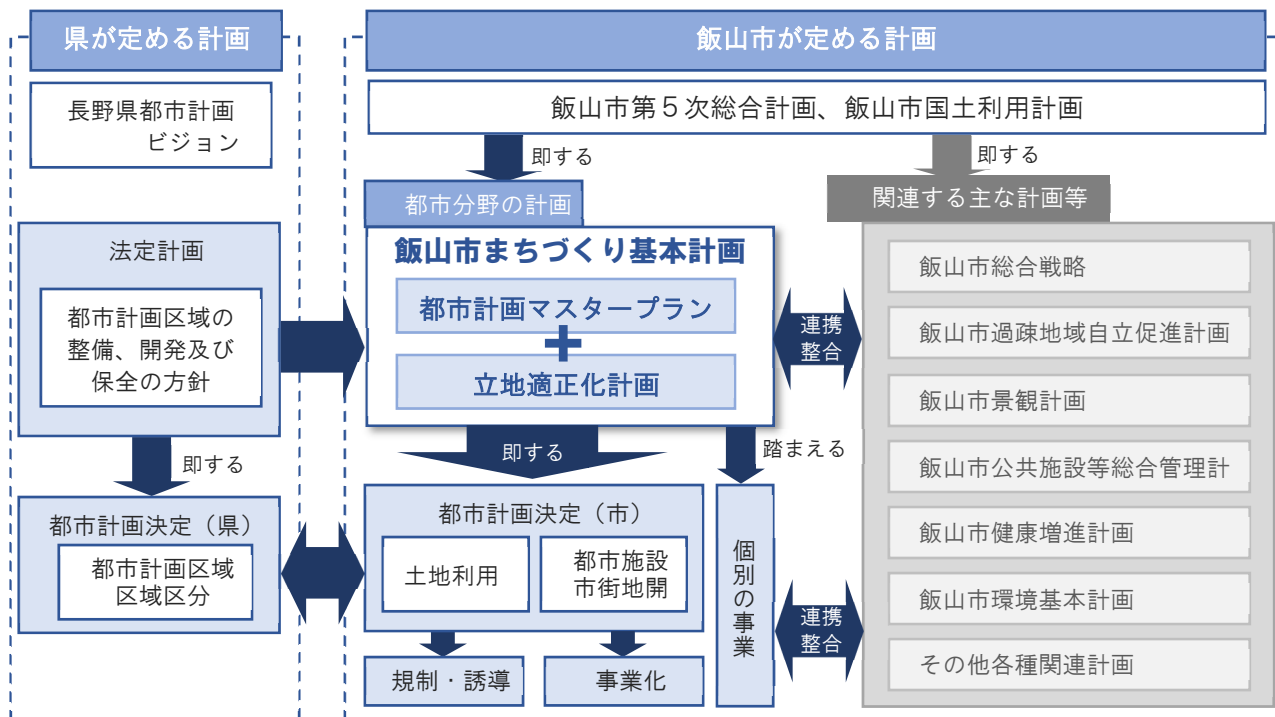


(5) 飯山市まちづくり基本計画

『飯山市まちづくり基本計画』は、都市計画に関する長期的な方針を定めた「都市計画マスタープラン」と、人口減少の中でも持続可能な都市構造を形成するための取組を定めた「立地適正化計画」を組み合わせた計画であり、本市のまちづくり・都市計画の基本方針を定めるマスタープランです。

『飯山市まちづくり基本計画』の推進を通じ、中心拠点と周辺集落がしっかり結ばれる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことで、人口減少・少子高齢化が進む中でも暮らし続けられる持続可能な都市構造を形成します。

計画の体系



多極ネットワーク型コンパクトシティ

人口減少社会でも地域の活力を維持・強化するために、中心拠点の人口や都市機能を維持すると同時に集落維持に必要な施策を打つことで、市域全体が持続可能な都市構造となることを目指します。

